

# 中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務 公募型プロポーザル審査要領

## 1 趣旨

本要領は、中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定にあたり、中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

## 2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定は、中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

## 3 審査方針

最適候補者及び次点者の選定は、本要領に基づき、一次審査及び二次審査を行う。

### (1) 一次審査

参加申込書の提出者の中から、提出書類に基づき審査を行い、二次審査参加者を選定する。

### (2) 二次審査

技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき最適候補者及び次点者を選定する。

## 4 一次審査

### (1) 審査

中野市は、参加申込書提出者から提出された書類に基づき、プロポーザル実施要領「4 参加資格要件」に定める資格の確認を行うとともに、各参加申込書提出者の評価点を決定し、評価点の上位5者を二次審査参加者として選定し、審査委員会に報告するものとする。

なお、合計評価点が同点になった場合は、管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の同種業務実績の評価点が高い者を上位とする。

### (2) 評価項目等

評価項目、評価基準、配点については、次表のとおりとする。

	配点	大項目	中項目	小項目	配点
一次審査基準	60	業務実績	同種業務実績	立地適正化計画策定業務実績	10
				都市計画マスタープラン策定及び見直し業務実績	10
				長野県内同種業務実績	10
		業務履行体制	(1)実施体制	管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の資格	15
			(2)同種業務実績	管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の同種業務実績	15

\*同種業務とは、立地適正化計画策定又は都市計画マスタープラン策定業務(見直し業務含む)とし、基礎的調査等一部の業務のみは含まない。

### (3) 結果の公表

審査の結果は、参加申込書提出者全員に通知する。

## 5 二次審査

### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された技術提案書の内容を説明するため、次によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 期日 令和3年7月6日(火)

イ 時間 午後1時30分から

ウ 会場 中野市役所 4階 42会議室

エ 出席者

3人以内とする。

オ 時間配分

プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度とする。

なお、ヒアリングは、技術提案書提出者毎に、プレゼンテーションに引き続き行うものとする。

カ プレゼンテーションの方法

① 技術提案書提出者は、提案者名及び提案見積額を公表してはならない。

また、技術提案書等と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。

② 技術提案書提出者は、プロジェクター等を用いた説明を行うことができる。

なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意することとし、その他必要な機器は技術提案書提出者が用意する。

キ その他

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

### (2) 評価点

審査委員会は、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容及び提示見積額から評価点を算定する。

評価項目、評価基準、審査委員一人当たりの配点については、次表のとおりとする。

	配点	大項目	中項目	小項目	配点
二次審査基準	60	技術提案 評価	(1)中野市の現状と課題に 対する考え方	中野市の実態について十分理 解しているか	10
			(2)市民参画についての提案	提案内容の具体性、妥当性及び 実現可能性に優れているか	10
			(3)業務実施手法の提案	都市計画マスタープランと立 地適正化計画の連携に関する 手法	20
			(4)独自提案	着眼点、独創性及び有効性	10
			(5)業務内容の理解度・意欲	理解度、取組意欲、熱意、積極 性等	10
	40	提示見積 額評価	見積額の妥当性	提示見積額に対する最低見積 額の比較	40

(3) 評価方法及び手順

ア 技術提案評価

各項目の評価点は、各審査員の評価点の合計とする。

イ 評価点が基準に満たない場合の取り扱い

業務の確実な履行を確保するため、技術提案評価の小項目に0点の項目がある場合は失格とする場合がある。

ウ 提示見積額評価

① 技術提案者の提示見積書の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により提示見積書の金額を確認するものとする。

② 次により評価点を算出する。

提示見積額評価点＝配点×最低提案見積額／当該企画提案者の提案見積額

エ 評価点の算定

技術提案評価点と提示見積額評価の合計を二次審査の評価点とする。

5 最適候補者及び次点者の選定

- (1) 二次審査の評価点が最も高い者を最適候補者、次に点数の高い者を次点者として選定する。
- (2) 評価点が同点の場合は、技術提案点が高い者を上位とする。
- (3) 上記(2)において同点の場合は、くじ引きにより選定するものとする。

6 最適候補者及び次点者の決定

中野市は審査委員会の選定の結果を受けて、最適候補者及び次点者を決定し、市公式ホームページで公表する。また、審査の結果は、技術提案書提出者全員に通知する